

役員等旅費規程

第1条 この規程は定款第8条3項の規程により、役員及び評議員が、法人の業務のために行う旅費について定める

第2条 旅費とは、日当、交通費及び宿泊費を云う

第3条 日当、交通費、宿泊費の計算にあたっては、旅費規程の園長の区分を適用する。

第4条 特定個人または他の団体等から別に旅費を支給される場合は、本規程で算出した旅費との差額のみ支給する。

付則 この規程は平成20年4月1日より施行する。

改正 平成29年6月18日